

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 15 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出第 40 号）

- ・石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）

（質疑者）藤井比早之君（自民）、伊藤渉君（公明）、矢上雅義君（立憲）、日吉雄太君（国民）、清水忠史君（共産）、井上英孝君（維新）、重徳和彦君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤井比早之君（自民）

（1）船舶油濁損害賠償保障法改正案

- ア 青森県深浦沖におけるカンボジア船籍アンファン 8 号事故（2013 年 3 月）及び兵庫県淡路島におけるタイ船籍ネプチューン号事故（2016 年 5 月）について、保険会社から保険金が支払われなかった理由、撤去にかかった経費及び地元自治体の費用負担
- イ 本法案により上記アのような場合における被害者への確実な賠償が実施できるかの確認
- ウ 保険会社への直接請求権の付与等による保険会社や船舶所有者の負担増が生じる可能性
- エ 漁業被害者に対する賠償が迅速に実施されるかの確認
- オ 漁船船主責任保険の保険料が上がる可能性
- カ 被害者から保険会社への直接請求を認めることにより交渉手続が煩雑になる懸念及び保険契約の締結証明に当たり円滑な申請・交付手続を確保するための方策
- キ 神戸市垂水沖で発生した貨物船ゴールドリーダー号の沈没事故（2010 年 3 月）のような場合における漁業被害救済に向けた取組状況

伊藤渉君（公明）

- （1）日本籍船及び外航海運における日本人船員数の確保についての基本的な考え方
- （2）十分な海技教育機構の予算の確保を始めとした内航海運における船員養成に取り組む必要性
- （3）海洋汚染防止条約改正により 2020 年から強化される SO_x 規制対応の現状と課題
- （4）船舶油濁損害賠償保障法改正案
 - ア 我が国領海内における座礁船に対し範囲の切れ目なく撤去を命じることができる仕組みとされていない理由
 - イ 港湾区域や海岸保全区域等の法の適用区域以外で生じた難破物に対し除去命令が出せないことにより船舶所有者の撤去義務が生じないことの懸念等

矢上雅義君（立憲）

- （1）船舶油濁損害賠償保障法改正案
 - ア 本法案の背景及び趣旨
 - イ 我が国における船舶油濁損害又は難破物除去等の費用による損害
 - a 近年の事例
 - b 被害自治体が保険会社に対する直接請求等を行えなかったことの確認
 - ウ 無保険の船舶が本法案の対象とならないことの確認
 - エ 本法案における被害者保護のための措置内容

- オ 保険会社への直接請求権の付与
 - a 直接請求のための前提条件の有無
 - b 条約非締結国の保険会社に対する直接請求の可否
 - カ 条約締結国における裁判判決の相互承認
 - a 条約締結国における裁判判決の効果及び被害者保護における利点
 - b 保険会社から船舶所有者への求償権の効力
 - キ 保険契約締結の義務化
 - a 一定の内航船舶への義務化における実効性確保策
 - b 内航船入出港時における保証加入の確認の有無
 - c 船舶の定期検査において保険契約証明書を必要書類とする必要性
 - d 条約非締結国の船舶に対する強制保険の実効性
 - ク 本法案による被害者保護の取組に対する大臣の決意
- (2) 海上保安庁の燃料油のいわゆる 100%落札事案
- ア 事実関係
 - イ 指名競争入札か一般競争入札かの確認
 - ウ 総合評価方式の導入の必要性
- (3) 4月29日の日本航空の操縦士の飲酒に係る不適切事案
- ア 報道内容について事実関係の確認
 - イ 航空会社が用いるアルコール検知器について基準を統一する必要性
 - ウ 操縦士と職務上上下関係にある副操縦士に対して行われたヒアリングの信憑性
 - エ 服務規定違反に当たらない場合のアルコール検知事案についての国土交通省への報告義務の有無

日吉雄太君（国民）

- (1) 船舶油濁損害賠償保障法改正案
- ア 本改正案提出に至った背景及び理由
 - イ 引火や爆発など火災による損害が補償の対象となるかの確認
 - ウ 漁業者等が油の除去を行った場合の補償の対象となるかの確認
 - エ 油による環境汚染として、例えば海鳥に付着した油の除去作業が補償対象となるかの確認
 - オ 汚染に伴う風評被害が保障の対象となるかの確認
 - カ 本法案が適用される海域
 - キ 我が国における油濁賠償法違反の事例、件数及び対処措置
 - ク 円滑な法施行に当たり必要とされる対応
 - ケ 想定される保障契約証明書交付の件数、申請交付に係る期間及び経費等
 - コ 小規模事業者に対する本法の具体的な周知徹底方法
- (2) 沖縄県辺野古新基地建設
- ア 公有水面埋立法第4条第1項第1号
 - a 「合理的ナルコト」についての内容
 - b 「合理的ナルコト」の工事費用が不明な中で要件を満たしているのかの確認
 - c 埋立てや埋立ての用途に関する政府答弁の内容の確認
 - d 要件を満たすための審査項目
 - e 合理的と判断するための具体的なチェックポイント及びチェックリストの有無
 - イ 公有水面埋立法第2条第2項第5号
 - a 埋立てに関する工事の施行期間の審査の目的
 - b 埋立てに関する工事の施行期間を提出してもらう理由
 - c 施行期間の提出が合理的な要件としての検討材料であることの確認

- d 施行期間の提出が合理的な要件の対象としないことの確認
 - e 埋立てに関する施行期間の延長の確認
- (3) 下関北九州道路
- ア 大臣が政務三役として国土交通省に対して要望したことがないとの答弁についての大臣の認識
 - イ 大臣が国土交通省に対して要望することが大臣規範に違反するののかについての大臣の認識
 - ウ 大臣が地元の道路について箇所付けの決定を主張することが大臣規範に抵触するののかの確認
 - エ 大臣規範に対する大臣の日常的な認識

清水忠史君（共産）

- (1) 船舶油濁損害賠償保障法改正案
- ア 平成 16 年の本法改正が、燃料油条約及び難破物除去条約に基づくものであるかの確認
 - イ 両条約により初めて被害者が保険会社に対し損害賠償額支払の直接請求が可能となるかの確認
 - ウ アンファン 8 号及びネプチューン号の事故の概要
 - エ 本法案によりアンファン号等の事故について遡及して損害賠償額の支払請求ができるかの確認
 - オ 両条約の発効日
 - カ アンファン 8 号等の事故が各条約発効後に起きていることに鑑み、両条約をもっと早く批准すべきではなかったのかとの考えに関する大臣の認識
 - キ 外国船舶油等防除対策補助金の創設経緯、概要及び交付実績並びに採択基準
 - ク アンファン 8 号の事故に関し青森県が負担した撤去等に要した金額約 3 億 6 千万円の内訳
 - ケ 青森県が負担した油防除等費用約 5 千万円が外国船舶油等防除対策補助金の対象となる可能性
- (2) 平成 30 年 9 月台風 21 号大阪湾通過時に起きたタンカー走錨による関西国際空港連絡橋衝突事故
- ア 事故の概要
 - イ 運輸安全委員会の報告書における事故原因分析内容
 - ウ 海上保安庁リーフレットで呼びかけていた関空島から 3 マイル以内の海域を避けた錨泊が周知されていなかった理由
 - エ 関空島 3 マイル以内に錨泊していた 13 隻は走錨の注意情報を発出したにもかかわらず移動しなかったことの確認
 - オ 強力な指導により 3 マイル以内の錨泊船をなくすことができなかった理由

井上英孝君（維新）

- (1) 船舶油濁損害賠償保障法改正案
- ア 既に発効した燃料油条約及び難破物除去条約をこの時期に批准し、本法を改正する理由
 - イ 我が国における条約の発効日及び改正法の施行日
 - ウ 新たな規制による被害者保護への実効性及び内航業界・保険業界へ与える影響
 - エ 被害者から保険会社への直接請求権の付与
 - a 被害者への直接請求権の付与が船舶所有者の船舶の安全運航に対するインセンティブの欠如につながる懸念
 - b 保険会社が直接請求に対応する場合に保険会社の経営を圧迫する懸念
 - c 本制度導入に当たり保険会社から寄せられた意見及び保険会社と船舶所有者間のトラブル事例
 - オ 座礁船舶を放置し逃げ去るといった悪質な船舶所有者への対処方針

重徳和彦君（社保）

- (1) 船舶油濁損害賠償保障法改正案において保険契約の当事者ではない被害者の保険会社に対する直接

請求を認めることとした考え方及び同様の法制事例

- (2) 自賠責保険加入の義務付けと自動車事故におけるドライバーに対する事実上の無過失責任の考え方
- (3) 自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会
 - ア 検討会の進捗状況及び議論の方向性等
 - イ 検討会において補足的に事業者の意見を聴くべきとされた対象及び内容
- (4) ドローンの目視外飛行において事故が発生した場合の被害者に対する救済についての検討状況
- (5) 自動運転車の実用化の進展に伴いサイバーテロ等により同時多発的に一定以上の集積損害が発生することに備えた対策の検討状況